

交付送達

強制執行認諾付き公正証書作成のお客様へ

強制執行認諾付き公正証書

次のような強制執行認諾文言が記載された公正証書は、例えば養育費等の債務の支払いがなされなかったときは、正式な裁判手続を経ずに簡易な手続で強制執行をすることができます。

その手続の中に、公正証書謄本の送達という手続がありますが、これは**債務者の住所が不明の場合にはかなり困難なものになります**。そのような場合に備えて、**公正証書を作成したときに**、公証人から債務者に直接公正証書謄本を送達する手続が用意されています。

これが交付送達です。なお、場合により公正証書謄本以外の謄本も送達する必要がありますが、これは公正証書作成時には存在しないので交付送達できません。

(強制執行認諾)

○は、この公正証書の第○条に記載した債務の履行を遅滞したときは、直ちに**強制執行**に服する旨陳述した。

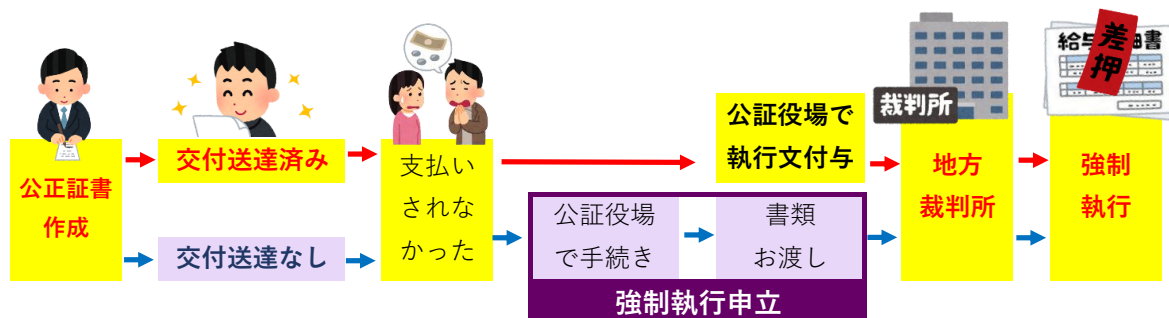
交付送達とは

※交付送達をおこなうには公正証書に強制執行認諾の記載が必要です。

交付送達による場合は、**公正証書作成時**に、公証人役場内で行わなければなりません。**債務者等の本人が出頭して証書を作成した場合**のみ、交付送達を行うことができます。

交付送達希望の場合は公正証書作成**予約時**にお申し出ください。

※公正証書作成当日にお手続きを行う必要があります。



↑お手続きに何カ月も時間がかかる場合があります。

お手数料

交付送達 1400円 + 証明書 250円 = 1650円

交付送達を行わない場合

強制執行申立

交付送達を行う場合、公証役場で行う**強制執行申立のお手続きが不要**となります。

お支払が滞り強制執行申立を行う場合、債権者様に必要書類を揃えて頂き公証役場でお手続きをおこなう必要があります。

強制執行申立後、債務者様に書類の送達を行います。債務者が書類を受けとらない場合再度送達を行います。そのため送達回数に応じて費用が増額します。またお手続きに時間も要します。

強制執行申立		
執行文 (1通)	1700円	(単純執行文)
※執行文の種類によりさらに加算されます。		
送達 (1通)	1400円	
送達証明 (1通)	250円	
謄本	〇〇円 (1枚250円)	
送達に要する料金	〇〇円 (実際に郵送でかかった費用)	
※1回の送達の場合だいたい7000円～		